

## 1 議事日程

〔令和5年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和5年6月9日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第34号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

日程第2 意見書第3号 保育士の配置基準を見直すことを求める意見書

日程第3 第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

|     |            |      |            |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 小 島 真由美 議員 | 副委員長 | 長谷川 公 成 議員 |
| 委員  | 原 田 久美子 議員 | 委員   | 船 越 隆 之 議員 |
| ”   | 森 田 正 嗣 議員 | ”    | 今 泉 義 文 議員 |

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

|                     |         |          |         |
|---------------------|---------|----------|---------|
| 市民生活部長              | 高 原 寿 子 | 健康福祉部長   | 川 谷 豊   |
| 市民課長                | 今 村 江利子 | 税務課長     | 田 代 浩   |
| 納税課長                | 松 田 勝 実 | 環境課長     | 高 野 浩 二 |
| 人権政策課長兼<br>人権センター所長 | 河 野 貴 之 | 国保年金課長   | 山 口 辰 男 |
| 福祉課長                | 大 谷 賢 治 | 生活支援課長   | 木 村 浩 一 |
| 介護保険課長              | 柳 谷 雅 子 | 高齢者支援課長  | 大 山 清 敬 |
| 保育児童課長              | 伊 藤 健 一 | ごじょう保育所長 | 江 坂 美 輪 |
| 元気づくり課長             | 安 西 美 香 | 子育て支援課長  | 高 原 真理子 |

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（2名）

|      |         |    |         |
|------|---------|----|---------|
| 議事課長 | 花 田 敏 浩 | 書記 | 陣 内 成 美 |
|------|---------|----|---------|

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議案第34号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案については、文言、字句の訂正があるということですので、訂正内容と併せて執行部の説明を受けたいと思います。

市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） おはようございます。

5月31日付でご提案申し上げ、環境厚生常任委員会に付託されております議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例」に一部誤りがございましたので、ご報告いたします。

昨日、森田委員からのご指摘により確認いたしましたところ、今回の条例の改正内容に誤りがあることが判明いたしました。今後は、チェック体制を強化するなど、なお一層の防止策を講ずるよう努めてまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。訂正内容につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 議案書の訂正内容についてご説明申し上げます。

本日配付させていただいた令和5年度太宰府市議会第2回定例会議案正誤表をご覧ください。

訂正箇所を朱書きしております。

まず、1ページ上の段、議案書38ページの右側の4行目、「法第17条の2の規定によって」となっておりますが、左側の同じく4行目「法」が不要でございますので、「第17条の2の規定によって」が正しいものになります。

下の段、議案書38、39ページも同じく、右側の4行目、「法第17条の2の規定によって」となっておりますが、左側の同じく4行目「法」が不要でございますので、「第17条の2の規定によって」が正しいものになります。

これに併せて、2ページ以降に条例改正新旧対照表の訂正箇所も添付させていただいております。

大変申し訳ございませんでした。

訂正の説明は以上でございます。

続きまして、議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

議案書は36ページから40ページ、条例改正新旧対照表は27ページから36ページでございます。

今回の改正は、令和5年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、森林環境税の導入に伴う規定の整備、軽自動車税の賦課徴収の特例及び種別割の税率の改正に伴うものなど、関係規定の改正を行うものです。

このうち森林環境税については、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において導入されることとされました。国内に住所を有する個人に対して課する国税で、年額1,000円を市が個人住民税と併せて令和6年度から賦課徴収するものです。

それでは、条例改正新旧対照表の27ページをお願いします。

主なものについて、改正内容ごとに説明してまいります。

まず、第34条の9第2項ですが、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除による還付、控除不足額の充当の規定について、森林環境税導入に対応したものに改正するものです。

次に、29ページ、第38条第3項の追加ですが、森林環境税は、個人市民税の均等割を賦課し徴収する場合に、併せて賦課し徴収する旨規定を整備するものです。

次に、第41条ですが、個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額について、当該年度分の個人の市民税額、県民税額に森林環境税額を合算した額とするものです。

次に、第44条第1項ですが、給与所得に係る個人の市民税について、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含む旨規定するものです。

次に32ページ、第47条第2項ですが、給与所得に係る特別徴収税額が特別徴収による方法により徴収されなくなった場合、普通徴収税額への繰入れを行い、既に納入済みの場合は還付、未納の徴収金がある場合は充当する規定について、森林環境税導入に伴い、市町村が徴収した過誤納金については、市町村徴収関係過誤納金により未納徴収金等に納付納入できるよう規定を整備するものです。

次に、第47条の2第1項、及び34ページ、第47条の6第2項ですが、公的年金等に係る特別徴収及び普通徴収税額への繰入れについても、給与所得に係る特別徴収及び普通徴収税額への繰入れと同様の改正を行うものです。

ただいま説明しました森林環境税導入に伴う市税条例の改正については、令和6年1月1日施行でございます。

次に、35ページ、第82条第1号エですが、軽自動車税種別割について、原動機付自転車に係る「三輪以上のもの」の規格が改正され、ミニカー区分から三輪の特定小型原動機付自転車

(いわゆる電動キックボード等)が除外され、その結果、第82条第1号アに該当することとなります。

施行日は、令和5年7月1日でございます。

次に、附則第15条の2第4項、及び附則第16条の2第3項ですが、自動車メーカーによる燃費・排ガス試験の不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行った自動車メーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものです。

施行日は、令和6年1月1日でございます。

27ページにお戻りください。

次に、第36条の3の2第2項の追加ですが、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、給与支払い者を經由して提出した場合、当該前年の最後に提出した申告書に記載した事項と異動がないときは、異動がない旨を記載した申告書を提出することができるよう、簡素化を図るものです。

施行日は、令和7年1月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員(森田正嗣委員) 訂正のご報告、ありがとうございました。

この件につきましては、訂正に応じていただいておりますので、問題はありませんけれども、本来からいきますと、これは条例文としてそのままスルー、きっとここで審査もしなかったら多分スルーで行ってしまっていて、恐らく条例の中にそのものが残ってしまいますので、これは問題だなと思っておりましたので、ご指摘を申し上げました。

それで、お尋ねしたいことは1点ございまして、森林環境税が新たに賦課されているということですが、還付金の対象となる前年度の税金について枠がある場合に、本来の扱いと異なりますか、旧法というか旧条例では「充当する」という規定になっているところを、「納付し、又は納入し」という文言に改めておられまして、それでなおかつ第47条のほうの第2項に、ここで「納付し、又は納入することを委託したものとみなす」という規定になっております。当然のことながら、充当するということになると、市側の一方的行為によってそれを充てることにすることができると思うんですけれども、「納付し、又は納入する」という形になりますと、ご本人の自由意思といたしますか、ご本人の納税行為がなければいけない。その後、今度はそれを委託したものとみなすという形で、それでも市のほうでそれを不足分について充てることができますという形に文言の流れとしてはなっていると思います。それで、これはどういった経緯でこういうふうな形のものに構成が変えられたんでしょうか。そこをご説明くだ

さい。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 国のほうから来ているものになりますけれども、納税者に返納すべき還付金等であっても、国税に係る還付金等をそのまま地方税として収納したり、その逆に地方税に係る還付金等をそのまま国税として収納することは、国と地方の財政秩序の観点から不適切であるというのが1つ、また他方、地方税に係る還付金等を森林環境税に係る徴収金のみ納税額には充当せず、地方税である市民税、県民税に係る地方団体の徴収金のみ納税額に充当することとした場合は、森林環境税及び市町村民税均等割、都道府県民税均等割の納付を併せて行うという原則に対する例外を設けることになるということから、国のほうが納付、納入を委託するという形の文言に変えているということでございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そうしますと、委託すると、委託の相手先は太宰府市といいますか、地方自治体側に委託するという形になっているということですか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 森林環境税についてお聞きしたいんですけども、これは個人税と法人税もあると思いますけれども、法人税の分はどのようなふうな形でされるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 今回の国税の森林環境税につきましては、国内に居住する個人に対してということになっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

（原田久美子委員「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

じゃあ、私のほうからいいですか。

35ページになると思いますが、第82条なんですけれども、特定小型原動機付自転車、電動キックボードというものです。昨今問題にもなっておりまして、標識等の配布について、補足して説明をいただきたいと思います。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） 改正道路交通法等の施行日が令和5年7月1日になっております。それに合わせまして、市のほうでも特定小型原動機付自転車用のナンバープレートのほうを今準備しておりまして、施行日の7月1日、2日が閉庁日になっておりますので、7月3日から交付を開始する予定としております。

○委員長（小島真由美委員） この電動キックボード、若い方たちを中心に、少しこれから利用される方も増えてくることも考えられるんですが、このほかにも免許証が要るか要らないのかとか、ヘルメットが要るか要らないとか、旧と新でまた若干いろいろな立てつけが変わってまいりますよね。その辺のことも含めて、納税として年間2,000円ですかね、この金額も併せて、このことについて説明をしていく、周知をしていくというのは、どんなふうを考えてあるんでしょうか。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） ナンバープレートの準備が全国一斉に始まりますので、いつの段階でできるのかというのが分からない状態でしたので、今回、7月の初めから、3日から交付が可能となりましたので、ホームページですとか広報等、そういったところで周知を図っていききたいというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） 自賠責とかもこれは義務になると思いますし、道路交通法と併せて、ぜひこのことについては周知のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 意見書第3号 保育士の配置基準を見直すことを求める意見書

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第2、意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」を議題とします。

それでは、意見書第3号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 意見書第3号について修正案を提出したいので、暫時休憩をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） ただいま長谷川副委員長から休憩の動議が出されましたので、暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時24分

○委員長（小島真由美委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま長谷川副委員長より意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」に対して、修正案が提出されました。所定の発議者がおられますので、動議は成立しました。修正案は、お手元に配付しているとおりです。

ここで提出者の説明を求めます。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」について、修正案を提出いたします。

修正案の提案理由を説明いたします。

まず、原案にあります保育士の配置基準を改善することについて、私たちも異論はありません。質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けて、保育士の配置基準の改善を図るとともに、地方の負担を増やすことなく保育士の処遇改善を図るべきとの考えから、本意見書の修正案を提出するものです。

具体的な修正点は、まず題名を「保育士の配置基準及び処遇改善を求める意見書」に改めます。

次に、意見書本文について2点ございます。

本文1行目、通学バスを通園バスに改めます。

次に、18行目、「まだまだ不十分です」の後の「現場の声、市民の声に一番近い存在である地方自治体としては、問題解決に向けて少しでも前に進めるべく、声を上げていく必要性を感じています。上記の理由から、国が保育士の配置基準を抜本的に見直し、それに伴った財源措置を行うよう求めます」を「また、保育士は離職率が高く、保育人材や質の確保及び定着は、保育現場の喫緊の課題です。よって、本市議会は質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けて、国において保育士配置基準の改善を図るとともに、地方の負担を増やすことなく、保育士の賃金水準の引上げなど、処遇改善を図ることを強く求めます」に改めるものです。

提出者は、私長谷川公成、賛成委員は原田久美子委員、舩越隆之委員、今泉義文委員です。

よろしくご審査いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから本修正案に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで修正案に対する質疑を終わります。

修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで修正案に対する討論を終わります。

修正案に対する採決を行います。

長谷川副委員長から提出された修正案に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、修正案は可決されました。

〈修正案 可決 賛成5名、反対0名 午前10時27分〉

○委員長（小島真由美委員） 修正案が可決されましたので、次に修正部分を除く原案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで修正部分を除く原案に対する討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号の修正部分を除く原案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、修正部分を除く原案は可決されました。

〈修正部分を除く原案 可決 賛成5名、反対0名 午前10時27分〉

○委員長（小島真由美委員） よって、意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」は、修正可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に審査付託された案件の審査を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第3、第9期介護保険制度改正に関する意見書の提出についてを議題とします。

意見書の内容や提出先について、これまで当委員会でも何度も議論を重ねてまいりました。最



最終的にここで決定をし、皆様に最終の確認を諮りたいと思います。

ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは、お諮りします。

意見書については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

本意見書につきましては、今定例会の本会議の最終日に本委員会提出議案として委員長名で提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年8月14日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美